

# 子一時預かりや住宅提供

## 連休明けから順次実施

県は14日、西日本豪雨で被災した県民の生活再建に向けて、当面の支援策を発表した。家屋の片付けなどを進める際の子ども一時預かりをはじめ、県有施設への受け入れ、県職員住宅の提供、県税の減免といった施策を掲げており、連休明けから順次実施する。

一時預かりは18日か、学生らボランティアから、原則0歳から小学3年生まで、倉敷市真備町地区にある三万小大(総社市窪木)で受け入れ、時間は午前9時半～午後4時で、昼食を含めて無料で利用できる。保育士や大目前までは県子ども来課(086-2226-7348)に申し込む。世話役のボランティアも募集している。

### 被災者の生活再建のため県が打ち出した当面の支援策

- 被災者が家の片付けや被災関連の手続きを行う際の子ども一時預かり
- 沿川青年の家、閉合学校に住居の使用が困難な被災者を受け入れ
- 県職員住宅の提供
- 個人事業税や不動産取得税など県税の減免、滞納者に対する督促状送付の見送り
- 運転免許の再交付などにかかる手数料や使用料の減免

また沿川青年の家(全野洲)を今月、県青少年教育センター(備前市閑合)の県税の減免は、家屋

を8月から、住居の使用が困難な被災者が無料で宿泊できるようにする。食事も無料。県教委生涯学習課(086-2226-7595)が連休明けから問い合わせに当たる。住宅被害を受けた被災者は、県職員住宅も提供する。家電製品一式が備えられ、岡山、倉敷市など11市町の約100戸がすぐに入居可能。利用無料の予定で、市町村を通じて申し込む。

このほか、運転免許の再交付、車庫証明の審査・交付などに関する各種手数料や使用料も減免される。これら支援策は、この日、県災害対策本部会議で発表。伊原木隆太知事は会議後「被災者が今、必要としていることまでできる限り支援したい」と述べた。

やマイカー、事業用資産の損害を受けた被災者が対象で、自動車税と自動車取得税、不動産取得税、個人事業税の4税目について適用。備前、備中、美作の各県民局で問い合わせを受け付ける。